

特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議ノンステップバス使用規定

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人バリアフリーネットワーク会議(以下「BFN 会議」という。)が管理するノンステップバス(以下「バス」という。)の使用について沖縄県内の社会福祉関係団体(以下「団体」という。)並びに障がいをもった方の移送(以下「個人」という。)等の利用に供しこれらの団体並びに個人の振興に資するため、その有効、適切な使用を図ることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 バスを使用することの出来る団体並びに個人等は、次のとおりとする。

社会福祉協議会、各福祉施設、各自治体、障がいをもった県民を対象とする各種事業、障がいをもった県内外の利用者。

2 前項団体並びに個人以外に特に BFN 会議理事長が認めた場合は、使用を許可することができる。

3 個人の場合は、複数人での利用を前提としており、バスの1回に利用できる人数は、原則として障がいをもった方2名、介助者1名(兼運転手)、の計3名以上とする。

(使用の申込)

第3条 バス使用の申込受付期間は、使用の2ヶ月前の月初めから1週間前までとする。

2 バスを使用しようとするものは、ノンステップバス使用申込書(様式第1号)に運転手の自動車運転免許証の写しを添付し使用の1週間前までに BFN 会議に申込まなければならない。

3 団体並びに個人が使用しようとする場合は、ノンステップバス賃借契約書(様式第2号)により契約を結ばなければならない。

4 バス使用申込書の受理後に緊急の修理等でバスが使用できなくなった場合、申込者に何らかの損害が生じても BFN 会議は一切の責任を負わない。

(使用者の厳守事項)

第4条 バスの使用者は、次の各号を厳守しなければならない。

(1)定員以上の乗車をしないこと。

(2)許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。

(3)使用時間は原則として勤務時間内とする。但し BFN 会議理事長が必用と認めた場合は、その限りではない。

(4)使用終了後は原状に復し、毀損ある場合には損害相当額を弁償しなければならない。

(5)バス使用中の事故及び毀損の責任は使用者が負う。但し、BFN 会議理事長が認めた場合はバスに掛けられた自動車損害賠償保険並びに任意保険により給付される額の範囲内で負担することができる。

(6)前号による時、保険給付額を超過する分については使用者の負担とする。

(運転手の厳守事項)

第5条 運転手は次の各号を厳守しなければならない。

(1)車両の運行にあたっては、常に関係法令を遵守して安全な運行を図り事故防止に努めること。

(2)常にバスの状態を点検し、その取扱いについて細心の注意を払い、安全且つ効率運転を図ること。

(3)運行中事故を起こしたときには、法令に定める処置を迅速に行い、直ちに BFN 会議事務局に報告することとあわせて、車両事故報告書(様式第4号)を提出すること。

(4)車両の修理は、当法人の指定する指定修理工場にて修理を行うこと。

(5)バス使用を終えたときはその旨を報告し、車両を清掃の上格納し、鍵を返却すること。

(6)運行日誌(様式第3号)に所定の事項を記入すること。

(管理)

第6条 バスの管理については、バリアフリーネットワーク会議車両管理規定を準用する。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号(第3条関係) バス使用申込書【別紙参照】

様式第2号(第3条関係) バス賃借契約書【別紙参照】

様式第3号(第5条関係) 運行日誌【別紙参照】

様式第4号(第5条関係) 車両事故報告書【別紙参照】